

青森県報

第四千五十八号

平成二十七年
十月十三日
(火曜日)

目次

告示

生活保護法による指定介護機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一

右 同……………(同) ……一

右 同……………(同) ……一

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出……………(同) ……二

児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(障害福祉課) ……二

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の名称等の公表……………(事務局) ……二

政治資金規正法による政治団体の届出事項の異動の届出……………(同) ……三

政治資金規正法による政治団体の解散の届出……………(同) ……三

政治資金規正法による資金管理団体でなくなった旨の届出……………(同) ……四

告 示

青森県告示第七百三三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人青森社会福祉振興団	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
	名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類			
一〇の二三	むつ市十二林一	通所介護	みちのく城沢サービスセンター	むつ市大字城ヶ沢字砂川目三の四三	平成二〇・一〇・三〇	

青森県告示第七百四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

社会福祉法人青森社会福祉振興団	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類	名称	所在地	廃止年月日
	名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類			
一〇の二三	むつ市十二林一	通所介護	みちのく城沢サービスセンター	むつ市大字城ヶ沢字砂川目三の四三	平成二〇・一〇・三〇	

青森県告示第七百五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	所在地	廃止年月日
社会福祉法人誠友会	上北郡おいらせ町向山東二丁目二の二六三	居宅介護支援事業所いこいの森	上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目五〇の二〇七七	平成二七・九・三五	

青森県告示第七百六号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次の指定介護機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

平成二十七年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

居宅介護支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所	所在地	廃止年月日
社会福祉法人誠友会	上北郡おいらせ町向山東二丁目二の二六三	居宅介護支援事業所いこいの森	上北郡おいらせ町緑ヶ丘一丁目五〇の二〇七七	平成二七・九・三五	

青森県告示第七百七号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定に

より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十七年十月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	障害児通所支援事業所	所在地	指定年月日
特定非営利活動法人銀河	弘前市大字城東五丁目一三の六	児童発達支援	発達サポートセンター	シオン大空	弘前市大字若葉二丁目七の一	平成二七・一〇・一

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定により政治団体の設立の届出のあった政治団体の名称等を同法第七条の二第一項の規定により次のとおり告示する。

平成二十七年十月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
田中大後援会	亀田 廣志	相坂 勉	東津軽郡平内町大字小湊字新道四六の二〇三	平成二七・九・一六

青森県選挙管理委員会告示第七十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定により、次の政治団体から届出事項の異動の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党の支部

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
自由民主党青森県 三戸郡第二支部 (夏堀 浩一)	会計責任者	馬場 重克	小田桐 友彦	平成 二七・九・二五
自由民主党青森県 南津軽郡第二支部 (阿部 広悦)	主たる事務 所の所在地	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字下道 九の二	南津軽郡藤崎町 大字藤崎字若松 二二三の一	平成 二七・九・一六

政党以外の政治団体

政治団体の名称 (代表者氏名)	異動事項	新	旧	異 年 月 日 動
夏堀嘉一郎後援会 (夏堀 勝志)	代表者 会計責任者	夏堀 勝志 夏堀 嘉司	豊田 貴光 夏堀 勝志	平成 二七・八・三〇
花田あきひと後援 会 (山内 巨朗)	会計責任者	阿部 光徳	秋田谷 登	二七・九・一
花田えいすけ後援 会 (山内 巨朗)	会計責任者	阿部 光徳	秋田谷 登	二七・九・一
あべ義治後援会 (木村 正徳)	代表者	木村 正徳	阿部 修吾	二七・九・一
晴山会 (宮村 尚哉)	代表者	宮村 尚哉	松山 晴彦	二七・九・六

阿部広悦後援会 (平田 博幸)	代表者	平田 博幸	神 勝 衛	二七・九・二五
夏堀浩一後援会 (西館 隆)	会計責任者	馬場 重克	松村 範明	二七・九・二五
芙蓉会 (夏堀 浩一)	会計責任者	馬場 重克	沼畑 直文	二七・九・二五
青森県獣医師政治 連盟 (石澤 淑恭)	代表者	石澤 淑恭	山田 弘治	二七・九・一六

青森県選挙管理委員会告示第七十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年十月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

政党以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日
鹿原章男後援会	野沢 和也	平成二七・九・一
斉藤幸洋後援会	山本 秀幸	二六・三・三〇
三上たかお後援会	岩谷 昭志	二七・八・三
三上隆雄政治経済研究所	三上 隆雄	二七・八・三
岡山粕男後援会	吹越 嘉裕	二七・九・一〇
三上正二後援会	三上 正二	二七・八・六
松橋勝利後援会	工藤 隆夫	二七・六・三〇

館岡精一後援会

成田 修逸

二七・九・二六

青森県選挙管理委員会告示第七十九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成二十七年十月十三日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

届出者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
三上 隆雄	三上隆雄政治経済研究所	平成二七・八・三

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青 森 県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭